

IFRS2 修正公開草案コメント参考資料  
ある種の従業員株式購入制度 (ESPP) への拠出の処理に関する対比表

	Q1: 権利確定条件を勤務条件と業績条件に限定	Q2: 企業以外の取消しも、企業による取消しと同様に	ESPP への拠出を従業員がやめた場合 (従業員による取消し) の処理
IFRIC D11 及び IFRS2 修正案	ESPP への拠出も、権利確定条件とはならない。	ESPP への拠出を従業員がやめる場合も、企業以外の取消しとして、取消しの規定( IFRS2 第 28 項 )が用いられる。	権利確定の加速として処理 ( IFRS2 修正案 BC8 (d) )
ASBJ IFRIC D11 コメント	ESPP ( 従業員株式購入制度の一種 ) への拠出も、権利確定条件として解釈可能。	ESPP への拠出を従業員が自発的にやめる場合に、取消しの規定 ( 第 28 項 ) は用いるべきではない。	計上した費用を戻し入れる。 ( IFRS2 修正案 BC8 (a) )
ASBJ IFRS2 修正案コメント案	権利確定条件を勤務条件と業績条件に限定しない。例えば、ESPP ( 従業員株式購入制度の一種 ) への拠出も、権利確定条件として解釈可能。	企業以外の取消しも、企業による取消しと同様に会計処理されるべきかの前提である取消しの会計処理を、IFRS2 のように権利確定の加速とすることは妥当ではない。	計上した費用を戻し入れる。( 権利確定条件未達成 ) ( IFRS2 修正案 BC8 (a) )
ストック・オプション等に関する会計基準 <sup>1</sup>	権利確定条件には、勤務条件や業績条件がある。( 第 2 項(2) )	取消しについて規定をおいていないが、取消し時に計上されていた新株予約権を、利益を通して戻入れることになると考えられる。( 結果的に IFRS2 修正案 BC8 の(a)と同じ。)	取消し時に、計上されていた新株予約権を、利益を通して戻入れることになると考えられる。( 結果的に IFRS2 修正案 BC8 の(a)と同じ。)

<sup>1</sup> 従業員株式購入制度は、対象外である ( 第 32 項 ) が、参考までに、対象とした場合に会計処理を対比する目的で加えた。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。